

掛川市告示第33号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

掛川市長 松井三郎

第4条第12号から第17号までを次のように改める。

- (12) 特定非営利活動法人クリエイティブサポートレッツ
- (13) 社会福祉法人磐田厚生会
- (14) 有限会社文長
- (15) 有限会社齋藤居宅介護支援事業所
- (16) 社会福祉法人ひかりの園
- (17) 特定非営利活動法人掛川障がい者支援センター

第4条第18号及び第19号を削る。

別表第1中

静岡医療福祉センター児童部	静岡市駿河区曲金5丁目3番30号
---------------	------------------

を

たんぽぽ共同作業所	磐田市福田中島138番地
-----------	--------------

に改め、

パスワード	袋井市方丈3丁目2番地の3
-------	---------------

を削る。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。